

川崎市認知症介護研修事業実施要綱

令和4年8月23日付4川健高事第714号局長決裁

(目的)

第1条 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

(趣旨)

第2条 この要綱は、厚生労働省が定める認知症介護実践者等養成事業実施要綱に規定する次に掲げる研修を実施するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 認知症介護基礎研修
- (2) 認知症介護実践研修
- (3) 認知症介護指導者養成研修
- (4) フォローアップ研修

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、川崎市とし、事業を実施するものとする。

- 2 前条第1号に規定する認知症介護基礎研修（以下「基礎研修」という。）については、総合研修センターの指定管理者に事業を行わせ、又は川崎市が指定する事業者が事業を委託することができる。
- 3 前条第2号に規定する認知症介護実践研修（以下「実践研修」という。）については、総合研修センターの指定管理者に事業の一部を行わせ、又は川崎市が指定する事業者が事業の一部を委託することができる。
- 4 前条第3号に規定する認知症介護指導者養成研修（以下「指導者養成研修」という。）及び第4号に規定するフォローアップ研修（以下「フォローアップ研修」という。）については、認知症介護研究・研修東京センター（以下「東京センター」という。）に委託し、実施する。

(実施主体の責務)

第4条 川崎市は、指導者養成研修修了者の協力のもとに実践研修の研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(関係機関との連携)

第5条 本事業の実施にあたっては、保健所、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者及び地域包括支援センター等の関係機関と連携を保ち、円滑な事業運営が図られるよう努めるものとする。

(基礎研修)

第6条 基礎研修の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 研修対象者は、介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、市長が適当と認めた者とする。
- (2) 研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。
- (3) 研修時間及び研修カリキュラムは、原則として厚生労働省により示されている標準カリキュラムに従い実施する。

(実践研修)

第7条 実践研修の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 研修対象者は、介護保険施設・事業者等に従事する介護職員等であって、市長が適当と認めた者とする。
- (2) 研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的、専門的な知識及び技術を修得するための実践的研修を実施する。
- (3) 研修期間及び研修カリキュラムは、原則として厚生労働省により示されている標準カリキュラムに従い実施する。

(指導者養成研修)

第8条 指導者養成研修の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 研修対象者は、次のすべてを満たす者のうち、市長が適当と認めた者とする。
 - ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
 - イ 介護保険施設、事業者等に従事している者、福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者及び民間企業で認知症介護の教育に携わる者のいずれかの要件に該当する者であった、相当の介護経験を有する者
 - ウ 川崎市で、実践研修における講師として研修の企画・立案に従事することが予定されている者
- (2) 研修対象者に対し、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに実践研修のプログラム作成方法及び教育技術の習得を目的として、別に東京センターが定めるカリキュラムにより研修を実施する。

(フォローアップ研修)

第9条 フォローアップ研修の事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 研修対象者は、次のすべてを満たす者のうち、市長が適当と認めた者とする。
 - ア 川崎市で、実践研修における講師として研修の企画・立案に従事する者又は従事することが予定されている者
 - イ 指導者養成研修修了後1年以上を経ている者
- (2) 研修対象者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や

指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従事者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることを目的として、別に東京センターが定めるカリキュラムにより研修を実施する。

(実習施設)

第10条 原則として、講義及び演習は、総合研修センター及び受託事業者が指定する施設において、実習は、市長が指定する実習施設において実施する。

(受講の手続等)

第11条 受講の手続は、次のとおりとする。

(1) 実践研修の受講者は、所属の介護保険施設・事業者等の長を通じて、市長に申し出た者のうち、市長が適当と認めた者とする。

(2) 指導者養成研修及びフォローアップ研修の受講者は、所属の介護保険施設・事業者等の長を通じて、市長に申し出た者のうち、市長が東京センターの長に推薦し、認められた者とする。

(実践研修修了証書の交付等)

第12条 市長は、基礎研修及び実践研修修了者に対し、別途定める様式により修了証書を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、厚生労働省の示す標準的なカリキュラムと同等の内容であると認定した研修については、当該研修修了者に対し、前項の修了証書を交付することができる。

3 市長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、指名、生年月日等、必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

(指導者養成研修及びフォローアップ研修修了証書の交付)

第13条 指導者養成研修及びフォローアップ研修の修了証書については、東京センターの長が発行する修了証書をもって充てる。

(費用負担)

第14条 市長は、研修参加者に対し、研修の実施に必要な費用のうち、教材等にかかる実費相当分について負担させることができる。

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

様式（第 12 条第 1 項関係）

（1）認知症介護実践者研修

	第 号
修 了 証 書	
	氏 名
	生年月日
あなたは、厚生労働省の定める認知症介護実践研修（実践者研修／実践リーダー研修）を修了したことを証します。	
年 月 日	
	川崎市長名

（2）認知症介護基礎研修

	第 号
修 了 証 書	
	氏 名
	生年月日
あなたは、厚生労働省の定める認知症介護基礎研修を修了したことを証します。	
年 月 日	
	川崎市長名